

## 《研究ノート》

### 国際組織の国際法主体性

——いくつかの懐疑論——

川崎 恭治

1 近時の欧米のそしてわが国の支配的な学説は、いわゆる政府間国際組織の国際法主体性もしくは国際法人格性の問題を、一般に肯定的に解決する。この問題に関しては、ソビエト学説もその例外ではない。<sup>(1)</sup> 国際組織の国際法主体性は、今日では最早、ほとんど議論の前提であって結果ではない。しかしながらその前提から出発した議論が、すべて必ずしも一致しているわけではない（国際法主体性の根拠の問題）。ある学説は、国際組織の設立行為が専ら条約によってなされる点にその根拠を見出し、その国際法主体性を、内容において（制限的・機能的主体）また第三者に対する効力において（承認の必要性）相対化して、国家との相違を強調する。<sup>(2)</sup> 別の学説は、その構成諸国のそれとは区別された独自の意思を持ち独自の活動をなす国際組織が存在する、という事実のうちにその根拠を見出し、その事実を絶対化して、その能力の国家との同一性を強調する。<sup>(3)</sup> 両者

相譲らず、また両者各々その根拠を決定的に異にしている以上、安易な折衷案は、議論を混乱させはしても明確化させはしないであろう。かくして両説ともが、互いに相手方を決定的なまでに論ばくしえないまま、従って互いに自らの議論に充分な説得力をもたせえないまま、今日に至っているように思われる。

さて一般に、ある問題点について、前提で一致していても、その先で議論が分かれ俄には決着し難いような場合には、議論の活性化のためには、まずその前提を疑ってみるのがさしあたり便利な方法であろう。そして今世紀に入ってからのイタリア学説は、そのような作業のための豊富な手がかりを提供する。例えばある学説は、国際組織の設立行為は条約によってはなされえないとして、その国際法主体性を否定する。また別の学説によれば、独自の意思で独自の活動をなす機関が存在するという事実は、必ずしも直ちに、その機関の意思・活動が何らかの主体に帰属するということを意味しない、という。

以下本稿では、国際組織の法主体性に関し、それを全面的に否定するとはゆかなくとも、少なくともそれに疑問をもつ議論の幾つかを、だいたいにおいて通時的に、筆者なりに要約して紹介する。

2 共同の機関 *organi comuni* (*Anzilotti*): 一九一四年に、*Fusinato* がイタリアの「国際法雑誌」紙上に万国農事協会の人格性を認める趣旨の議論を掲載したのをうけて、直ちにその同じ紙上で、*Anzilotti* はそれに対する反論を以下のような形

で展開した。

第一に、人格を設立する行為 *actio* は一定の法秩序内でなされる。しかるに国際法においては、*actio* 条約は国家間当事者間に権利・義務関係を生ぜしめうるだけである。従って人格主体を設立する行為は、国際法秩序内でなされるものではない。第二に、従って設立行為は国内法秩序内でなされるの他はない。しかるに国の数だけ国内法秩序はある。従って設立行為は、各構成国の国内秩序内で各国によって同時になされる諸行為の総体に他ならず、従って構成国の数だけ人格が存在するとみなさざるをえない。ここでひとつなのは人格ではなくて、人格化された実体、すなわち法人格の下部構造たる事実であるにすぎない。第三に、しかしながら *Fusinato* は協会のもつ人格はひとつであるという。そしてそのためには、国際法秩序でも各国内法秩序でもないもうひとつの新しい（構成国間の）秩序の存在を想定するしかない。そのような秩序の存在は疑わしいが、たとえ存在したとしても、その秩序内で協会が法人格をもってゐるということは、他の秩序（国際・国内）内での協会の立場を説明するのに充分ではない。第四に、従って結局、協会は、国際法にとっては各国の機関の総体であるにすぎず、各国内法にとっては各々それぞれ別個の人格である、と解さざるをえない。

*Anzloti* は後に、この議論の第二の部分（国内法上の諸機関の総体）を放棄することになるが、第一の部分はそのまま保持した。そして条約は当事者間に権利・義務関係を設定するだ

けである（逆にいうと、条約はその直接の効果として何らかの実体を創設することはできない）というこの考え方は、それに肯んずるにせよ抗うにせよ、今日でもイタリア学説の支柱のひとつになっていると観察される。

3 機能の機関 *organo di funzioni* (Perassi): Perassi によれば国際法秩序においては、他の秩序においてと同様に、すべての法的効果は、その内容として二以上の主体への送致を含む。しかしながら逆に、必ずしもすべての法的効果が、一以上の主体の活動の結果であるわけではない。国際法秩序においては、一定の主体にとって法的関連性を有する活動ではあるが、その活動は、何らかの主体によってなされるのではなく、国際法の規範を基礎にして設立され一以上の個人によって作動せしめられるような装置によってなされる、そのような現象に特に注目する必要がある。このような装置は、主体もしくは主体の機関とは区別され、機能の機関と呼ばれる。機能の機関の活動によって生じる法的効果は、法律行為ではない。何故なら、法律行為とは当該法秩序によって法的効果を生み出すべく資格づけられた意思の表明であり、それは当該秩序の主体たるある実体を前提とするから。従ってその法的効果は狭義の法律事実である。例えば、典型的な機能の機関である仲裁人あるいは仲裁裁判所の裁定は、主体の行為 *actio* ではなく、紛争当事者たる国々の間で妥当する国際訴訟法の一規範が、それらの国々に対して義務的決定であるという法的効果をそこに付着する事実 *factio* と

して法的関連性を有する。

機能の機関は、その構成において一個人であつたり合議体であつたりし、その期間において暫定的あるいは恒久的であり、そのような機関の設置は、あるいは二国間のまたあるいは多数国間の合意によつてなされる。

機能の機関は一定の機能の遂行のために設置される。第一に、法規範を「生産」する(立法的)機能を担った機関は、抽象的には考えうるが、実際にはそのような機関を創ることに諸国が著しい抵抗を示しているため実現はしていない。第二に、それとは逆に、紛争処理機能を遂行する機関は数多く創設されてきた。例えば、審査委員会・調停委員会・仲裁裁判所・司法裁判所。最も注目すべき機能の機関は、常設国際司法裁判所であつた。が、それは国際司法裁判所の創設と共に消滅した。現在の国際司法裁判所は、国連憲章第九十二条により国連の「主要な司法機関」であると定義されており、従つてそれは機能の機関ではなく、主体間国連の機関である。第三に、国際的義務の履行を監視するという機能を担った機関が存在した。例えばダーダネルス・ボスポラス海峡での軍艦・軍用機の通航を監視すべく、一九二三年のローザンヌ条約によつて創設された海峡委員会がそれである。

以上が *Perassi* の機能の機関という考え方の概略である。彼はこの考え方を、諸国の代表からなるいくつかの機関の集合体としての国際組織には適用せず、専ら個人からなるひとつの機関(特に紛争処理に関する)を説明するために用いた(両者共

に国家間の合意により創設されるという点では同じであるが)。機能の機関を主体の機関に対置することによつて、*Perassi* は、当該メカニズムを主体の機関として評価することから不可避的に生ずるであろう過大評価を避けようとしたのであつて、従つて、機能の機関という表現は、彼にあっては、積極的なものではなく、狭義の法律事実を生産するメカニズムであるという否定的な意味を持つにすぎない、と *Burle* はいう。しかしながら他方、*Perassi* 自身の言によれば、機能の機関とは、非集権的な国際法秩序のなかで案出されたひとつの便法ではあるが、それは国際秩序の発展のきざしのひとつであり、その構造の交形へ向けての出発点を構成しようということは排除できない。<sup>(8)</sup>

さて、さしあたり機能の機関という概念が消極的・積極的の両側面を持つていたものとして、この概念を *Perassi* の立場から離れて広く国際組織一般に適用することは果して可能であろうか。敢えて図式的に言えば次のようになる。先ず一般的適用に否定的なのが、*Sperduti* と *Mahinoppi* <sup>(9)</sup> であり、この概念をその消極的側面において広く一般的に適用しようとするのが *Arango-Ruiz* であり、積極的側面において一般に適用しようとするのが *Quadi* である。以下、後二者の議論を順にみてゆくことにする。

4 第一次的人格 *Personalita primaria* (*Arango-Ruiz*): *Arango-Ruiz* によれば、一般に、国家間の法と個人間の法とは区別されなければならない(前者は国際法であり後者は例えば

国内法である)。国家間の法は私法的・非統一的・非組織的であるのに対して、個人間の法は公法的・統一的・組織的である。前者は国家平等をその基礎におき、後者は法秩序の階層性をその特徴とする。そして特殊に、いわゆる国際組織という現象を分析する際にも、その国家間の側面と個人間的側面とを区別して考察しなければならない。

さて、国際組織の法主体性の問題を国内法上の法人との類推において捉えることはできない。そもそも国内法秩序においても、法人組織は、合意は遵守されるべしという一般原則に基づく私的契約の直接の効果として立ち表われるのではなく、社会全体の法秩序のうちの特定の規範によって設立される。しかるに国際社会には組織原理が存在せず、従っていわゆる国際組織の設立条約に人格性を生ぜしめるような資格を付与する一般規範は存在しない(国際法においてもしそのような一般規範が存在するとなればそれは慣習法である他はない。しかし、国際システムの同等的構造、設立条約起草時の構成国の消極的態度、更には自らの外にある地域的組織を人格として認めることに對する第三国の躊躇からして、そのような慣習法の存在は証明されないし、形成されそうにもない)。従って国家間的側面においては、国家間の合意は諸国家の連合体の人格性を創出しない。この側面において設立条約は様々な加盟国間の権利・義務関係を創出するだけである。第一に、加盟国間に直接の権利・義務関係を設定する規定がある(例えば国連憲章第二章第四項…武力行使の禁止)。第二に、諸機関の実質的な構成と機能の仕方

に関する規定があり、第三に、諸機関の決議の効力(勧告か決定か)に関する規定がある。そして、第一の規定のみならず第二、第三の規定も契約的なものであり、一連の法的な意味での権能を享有する国家間組織を創ってそれを少しでも諸加盟国の上位に置こうとするものではない。第二の規則は、諸機関を設置すべしという加盟国相互の義務を設定したものであるし、第三の規則は、かく設置された機関の決議の名宛人となった際に加盟国の採るべき態度に関する相互義務を設定しているにすぎない。ここで機関の決議とは、狭義の法律事実である。すなわち、条約規範が加盟国間の単なる権利・義務関係を具体化する資格のあるものとして規定しているところの事実である。

以上を要するに、国家間のレベルにおいては、国を構成員とする国際的法人は存在しないし、よく言われるような国際的な組織・機能・権能といったものは実質存在しない。そのような事柄に関する上位規範は慣習法が欠如しているからである。しかしながら以上のことは、通常国際組織と呼ばれる実体が国際的権利・義務の担い手とはなり得ない、ということを必ずしも意味しない。ここでそのような実体の個人間的側面に目を向ける必要がある。そこにはこのような実体の内部秩序が存在する。それは事務局・総会・理事会等のメカニズムの総体であり、そこには真の意味での組織が存在し、階層性が存在する。またある程度の法創設機能(内部規則の定立)、司法的機能(行政裁判断所)、執行的機能(内部規律)が存在する。

さて一般に、ある実体がある程度独立的であって国際的平面

で実効的に活動しているならば、その実体は条約締結権をも含めた一般慣習法上の権利義務の担い手となりうる。国際法主体となるためには国家の諸属性が不可欠なわけではない(例えば亡命政権)。

従って国際組織と呼ばれるある実体が前述のような内部秩序(自律的・個人間的・組織的)を備えているならば、その限りにおいては、国際法主体性の最少限の要件は満たしていると言いうるだろう。国連と連盟という普遍的組織体があるにあっては、普遍的性質をもつ専門機関についても同様のことが言いうる。しかしここで主体性とは個人間的組織体に関わるものであり、その意味で国家同様第一次的な人格 *persona in prima* のことであり、当該実体の機能的性質あるいは加盟国に対する超越性を意味しない。当該実体の第一次的な主体性は一般慣習法に由来し、*erga omnes* なるものである。他方、いわゆる権能・機能は条約に由来し相対的なものである。

以上のように、Arango-Ruiz は、国家間の法と個人間の法の区別から説きおこして、いわゆる国際組織という現象を、前者のレベルにおける組織・機能・権能の不在(逆にいえば加盟国間の権利・義務のみの存在)、後者のレベルにおける自律的・内部秩序・第一次の主体性の存在、として捉える。その議論は演繹的かつ非妥協的であり、その結論はほとんどすべて既にその前提に含まれる。従ってこの議論に対する反応もまた、そのいくつかの前提に向けられざるを得ない。そしてそれらは国際法の更に法一般の基本的諸問題に係わる。筆者には、ここで

そのような大問題を取扱う能力はなく、イタリア学説内でのいくつかの反応を付記しておくに止める。

第一に、条約は国家間の権利・義務関係を創設するだけであり、という議論に対しては、既に、条約は *erga omnes* な制度(例えば保護関係、併合、地役)を創設しうるという一般慣習法が存在しており、このような慣習法は、*res inter alios acta* の原則を何ら損わず、従って国際法の構造を根本的に変革するものではないとする説、条約には物的限界が存在しないとする説がある。

第二に、国際組織の内部秩序の自律性に関しては、それは自律的ではなく国際法からの派生物であるにすぎないとする説<sup>(17)</sup>、またそもそも国際組織の内部秩序の法的性質を疑う説がある。

5 客観的構造 *Struttura oggettiva* (Quadr): Quadrによれば、加盟国の国家組織の行為行動とはみなしえないような国際組織の行為行動を、法人格性の表徴として捉えるのは間違っている。国際組織は主体としてではなく機関として行動するのであり、一機関の意思が同時に一主体の意思である必要はない。国際組織の独自の意思・活動は組織性の表明であって主体性の表明ではない。法認識上、前者は法の客観的構造にかかわり、後者は法の規範的側面、主体間の状況にかかわる。従ってその活動を一主体に帰属せしめないから国際組織は不在であるとするのも、他方、その活動が国家機関の活動ではないから国際組織は国際法主体であるとするのも間違っている。

国際組織が主体たるためには、独自の意思を持ち独自の行動をなしうるといふ事実だけでは足りない。その意思・行動が主体的性質を持つてゐるといふことの証明が必要であり、そのためには、その意思・行動の法的帰結を観察する必要がある。すなわち、最終的に義務を引受け、権利を主張しうるか否か。しかるに、一方で、国際組織は自ら自律的に義務違反による責任を引受けることはできない。領域的その他の物的資源を欠いてゐるから。他方で、国際組織は自ら自律的に権利侵害に対抗しえない。国際法秩序の備える保障 *garantie* のシステム(例えば復讐・干渉)を発動しえないから。権利侵害に対して抗議することはできるが、これもその実効性は加盟国の態度に依存する。結局両方の場合とも加盟国に決定的に依存することになり、その意味で国際組織は責任と權威の自律的中心ではない。従つて国際組織は主体たりえない。

以上の理由から、独自の意思を持ち独自の活動をなす機關・組織が存在しているといふ事実直ちに法主体性を結びつけようとする議論は支持しえない。

他方、設立条約に法主体性の根拠を求め、第三国に対してはその承認を必要とする、といふ議論も支持しえない。法主体性とは *erga omnes* なものであろうからである。また設立条約中に当該国際組織の国際法主体性に関する明文規定が存在していたとしても事態は何ら変わらない。明文規定の欠如が必ずしもその国際組織の国際法主体性の否定を意味しないと同様、そのような明文規定は何らの規範的価値をも持たない単なる意

見にすぎない。その正しさは実定的事件によって確証されなければならぬ。

またしばしば、設立条約を分析してそこから、国際組織の能動的受動的使節権、特権免除を受ける権利、条約締結能力等を国際組織の法主体性の証拠として引き出そうとする議論がなされる。しかしもしそこで条約規定に見出されるのは国際組織の権利であるのかそれとも加盟国の権利であるのかという問題設定がなされるのなら、それは当該国際組織の法主体性が前提とされており循環論法とならう。それを避けるためにはより体系的な考察が必要である。

第一に、能動的受動的使節権。一見この現象は国際人格と離れ難く結びついているようにみえるが、この用語法が人を惑わしている。一言でいえば、主観的権利としての使節権は存在しない。外交関係の開設維持は任意である。従つて外交使節の交換それ自体は主体性のひとつの表明ではない。

第二に、特権免除を受ける権利。これに関連して例えば国連憲章第一〇五条や一九四六年の特権免除条約が引きあいに出される。しかしこれらの規定・条約は署名国と国連との間に権利・義務関係を設定するものではなく、国連加盟国ないし条約署名国相互の間に特権免除を付与するようといふ義務を設定するものに他ならない。また設立条約中に明文規定がなくまた特権免除に関する別個の条約がない場合でも、憲章第一〇五条類似の規範が設立条約中に黙示的に存在しておりその規範が加盟国をこの点について相互に義務づけているとみなすべきである。

第三に、条約締結能力。これに関連して引き合いに出される合意の大部分は、合意は遵守されるべしという一般規範に服するような規範的・義務的性質は持たない。例えば国際組織相互間で締結される協定は、相互の活動の調整あるいは目的達成を目指す協力のためのもので、それは単なるプログラムないし協約であるにすぎない。このような協定は組織的構造の存在・作用の一定の様式を用意するという意味で、法認識上の構造的側面において評価されるべきものである。また例えば、国際組織と国家との間の技術援助協定も、はたしていかなる方法で国際組織がその遵守を強いられうるのかを考えてみれば、それが義務的性質を持たないということが判る。この種の協定も国際組織の機能の行使の問題であって主体間的情況の問題ではない。

6 以上、いわゆる政府間国際組織一般を必ずしもすべて国際法主体であるとは捉えない<sup>(21)</sup>くつかのイタリア学説を不十分ながら筆者なりに要約してみた。各説を有機的に関連づけ叙述することはできなかったし、もとよりこの問題に対する何らかの終局的な解答が得られた訳でもなかったが、最後に二点だけ指摘しておきたい。

第一に、設立条約に国際組織の主体性の直接の根拠を求めることは、おそらくできない。国際組織は主体たる前に一箇の実体である。実体たる国際組織の存在は、設立条約そのものによるのではなく、条約の(諸加盟国による)履行の結果である。主体性の有無の議論は、設立条約の履行の結果物としての実効

的に組織された実体に向けられるべきである。設立条約の締結(意思の合致)は、それだけでは必ずしも国際組織の存在を意味しない<sup>(22)</sup>。

第二に、いわゆる機能的必要性に関する議論は、当該国際組織に主体性を付与するのに充分ではない。「能力」「主体」「権利・義務」「機能」「機関」「権限」等の用語は、しばしばその相互の連関が充分意識されないまま用いられているが、筆者は、さしあたり以下のように関連づけ考えたい。まず、能力 capacity とは主体性の前提であり、権利・義務とはその主体性の表われである。他方、機能 function とは機関性の前提であり、権限 power/competence とはその機関性の表われである。そして前者の系列のキー・ワードは自律性であり、後者のそれは実効性である。従って例えば、合意締結の(黙示的)権限や免除の機能的必要性に関する議論は、当該国際組織の機関性の説明ではあっても主体性の説明ではなからであらう。

- (1) Tunkin, *International law in the international System, Recueil des Cours* 1975—IV, pp. 198—206.
- (2) 例へば Bindstedter, *International organizations, general aspects*, in: Bernhardt (ed.), *Encyclopedia of public international law* 5 (1983), p. 130.
- (3) 特々 Seysted, *International personality of inter-governmental organizations, Indian Journal of International Law* (1964), pp. 1—74.
- (4) Anzilotti, *Gli organi comuni nelle società di stati*,

*Scritti di diritto internazionale pubblico*, tomo 1 (1956), pp. 603—614.

- (5) idem, *Corso di diritto internazionale* (1955), p. 151. 実際には構成国間の権利・義務関係の束に他ならぬものを簡潔に表現するためのテクニカルな手続として国際組織の法人格性という表現を用いるとする語。同題見 Morrell, *Nozioni di diritto internazionale* (1967), p. 241.
- (6) Perassi, *Lezioni di diritto internazionale* (1961), pp. 170—181.
- (7) Barile, *Tendenze e sviluppi della recente dottrina italiana di diritto internazionale pubblico* (1944—51), *Comunicazioni e Studi* IV (1952), pp. 442—443.
- (8) Perassi, op. cit., pp. 174—175.
- (9) Spertutti は、源初的実体と派生的実体とを区別した上で、更に派生的実体を機能的実体と社会的実体とに区別する。機能的実体とは一定の機能の統一的かつ公平な行使とどう要請に備えるためのものであり、その設立者間にはそのような実体の存在と機能を保障することに必要なものを除いては、とりわけ連帯はない(例えばP.C.I.)。他方、社会的実体とは、源初的実体(国家)間の連帯の発展形式として、そこに構成員の共同の利益と目的の管理が集中されるような組織のことであり、その組織は一定の社会的目的の達成という任務を帯びる(例えば国連)。しかし、機能的実体と社会的実体とは絶対的に区別される二つのカ

テゴリヤなのではなく、集合的組織というひとつの包括的なカテゴリーの二つの存在様式であり、相互の間で徐々の再接近が可能なものである。(例えば、P.C.I.は、歴史的には、P.C.I.＝機能的実体から社会的実体＝国連の機関への変型である)。(Observazioni sulle basi sociali dell'ordinamento internazionale, *Rivista di diritto internazionale* (1955), pp. 11—14.

- (10) Malinoppi は孤立した一機関と複雑な構造をもつ諸機関と集合体とを区別し、そのような可能性を否定する。De la notion d'organisation en droit international, *Revue d'Études en hommage à P. Guggenheim* (1968), p. 834.
- (11) Angio-Ruiz, Stati e altri enti, *Novissimo Digesto Italiano* XVIII (1971), pp. 132—213.; idem, *The UN declaratin on friendly relations and the system of the sources of international law* (1979), 特ニ国際組織の法入格性について pp. 245—250.; idem, Reflections on the problem of organization in integrated and non integrated societies, *Rivista* (1961), pp. 585—603.
- (12) I.C.A.O.の諸機関の関連についての点を多少とせよとしたものであり、Lattanzi, Organizzazione aviazione civile internazionale, *Enciclopedia del diritto* XXXI (1981), pp. 238—239.
- (13) Balladore Pallieri, La personalità delle organizzazioni internazionali, *Diritto Internazionale* (1960), pp. 234—238.

- (14) Morelli, Stati e individui nelle organizzazioni internazionali, *Rivista* (1957), p. 8.; Monaco, Les principes regissant la structure et le fonctionnement des organisations internationales, *Scritti di diritto delle organizzazioni internazionali* (1981), p. 480.
- (15) Balladore Pallieri, op. cit., pp. 245—255.
- (16) Quadri, *Diritto internazionale pubblico* (1968), p. 86.
- (17) *ibidem*, pp. 520—550.
- (18) Balladore Pallieri は、人格性とは帰属性であり帰属性とは通常、責任であるとし、国際組織の責任の問題は非常にデリケートなものであると指摘する。op. cit., p. 240. Conforti は、国際組織を、一方では責任・権利保全の面で加盟国に結びついてはいるものの国際法人格を有する、と構成すること、あるいはまた一般国際法および条約の権利・義務関係はすべて加盟国に向けられるものではあるが便宜上、国際組織の法人格性を認める、とすること、および可能であるとす。La personalità internazionale delle unioni di stati, *Diritto internazionale* (1965), p. 343. Di Biase は、国連の国際主体性の問題を一応留保しておいて国連の責任に関する実行を検討するが、結局国連の国際主体性の問題を解決するのに決定的な要素は現われなかつた、とす。Sulla responsabilità internazionale per attività dell'ONU, *Rivista* (1974), pp. 250—280.
- (19) Mazzeschi は、特権免除の問題は国際組織の国際人格に係らない。免除の直接の根拠は、国際社会内に自律的な組織された実体が存在しているという事情にある。国際組織の国際人格の問題は免除を受ける権利の担い手が誰かを定める際のみ関連性を有する。Immunità giurisdizionale delle organizzazioni internazionali e costituzione italiana, *Rivista* (1976), p. 492.
- (20) 国際組織と締結せしめる合意に関しては、その不履行に對しては不履行をめぐつするしかなく、という Wengler の見解を紹介して、その合意が法的か否かという議論は別にしても、よくこの種の合意の性質を言及している、とす。G. E. Conforti, Il trattato di diritto internazionale del Wengler, *Rivista* (1965), p. 259.
- (21) だつたに、Quadri の構成に従うものとして Bentivoglio, Bipolarità dell'organizzazione internazionale: comunità degli stati o comunità dei popoli?, *Diritto Internazionale* (1965), pp. 6—7. ただし彼は、政治的組織体(国連)とその他の機能的組織体を区別し、前者は自律的で法主体性が認められるとする。
- (22) イタリア学説のすべてが懐疑的なのではない。肯定的なものを例えば Giuliano, ecc. *Diritto internazionale* I (1983), pp. 91—99.
- (23) ヲグヱウヅ、例え、Biscottini, *Il diritto delle organizzazioni internazionali* parte prima (1981), p. 42.